

固定資産税の 評価替え

困 務 課



土地と家屋の固定資産税額のもとになる評価額は、3年ごとに見直し(評価替え)を行うように定められています。

4月1日(水)から、縦覧・閲覧を開始する新年度の評価額は、次のような見直しをしたものです。納税通知書は5月に発送します。

■土地の評価替え

土地の価格は、宅地・田・畑・山林などの種類別に、定められた評価方法で計算します。

■宅地の評価

市内を土地の利用状況の似た区域にグループ分けし、その区域内の標準的な宅地の「地価公示価格」「鑑定価格」などの7割をめどに、均衡化・適正化を図っています。

する「街路の状況」「土地の形状」に応じて計算します。前回評価替えからの3年間の異動を把握し見直ししました。

また市街化調整区域(山間部を除く)の宅地などは、街路の状況などの均衡化と適正化のための見直しを行いました。そのため、場所によっては評価額が大幅に下落したり、上昇したりするところがあります。

※評価額が下がっている場合でも、負担調整措置(税額が急に上がるのを防ぐために、少しずつ税額を上げていく措置)によって税額が上がる場合があります。

■家屋の評価替え

家屋の評価額は、「再建築費(※1)」と「経年減点補正率(※2)」をかけて計算します。

評価替えでは、過去3年間の建築物価の「変動率」をかけて、「再建築費」を計算し直します。今回の変動率は、平成22年7月と平成25年7月の工事原価を比較して定められ、下表のとおり上昇しています。そのため評価額の減少が小さい、あるいは前年度と同じ評価額になっている場合もあります。ただし、前年度より評価額が上がることはありません。

建築物価の変動率

Table with 3 columns: 評価替え年度(工事原価の時点), 木造, 非木造. Rows: 平成27年度(平成25年7月), 平成24年度(平成22年7月).

※1 同じ家屋をその時点でその場所でもう一度建てるのに必要とされる建築費を、国が定めた評価基準に基づいて計算したものの。
※2 家屋が古くなるにつれていく率。評価替えの年に経過年数に応じて下がります。下限まで下がりがきついている古い家屋は、それ以上は下がりにません。(通常の木造住宅では25年、軽量鉄骨造住宅では30年かけて下限に達します)



おわびと訂正 3月15日号3ページに掲載した「固定資産の価格等 平成27年度の縦覧・閲覧」について不届申し立てができる人を限定していましたが、27年度は全ての土地・家屋の固定資産税の納税者が審査の申出をすることができます。おわびして訂正します。

お問い合わせ先 困務課課資産税係 ☎30・6138番、FAX22・1398番

ひびくプレミアム商品券 取扱加盟店の募集

困 地 域 経 済 振 興 課

30%お得にお買い物ができる「ひびくプレミアム商品券」の取扱加盟店を募集中です。平成27年度は年2回発行を行う予定です。今回、取扱加盟店になると、原則として2回目ときも商品券の取り扱いができます。

募集期限 4月20日(月)第1回の発売日は5月30日(土)
参加資格 市内で小売業、飲食業、各種サービス業などを営む店舗で、彦根市商業振興条例に則して最寄りの商店会(商店街組合、彦根商店街連盟など)、彦根商工会議所または稲枝商工会に加入



している店舗
申請方法 前回の取扱加盟店登録状況により申請方法が異なります。

①前回(平成25年10月発売)取扱加盟店登録を行った場合
彦根商店街振興(株)から事前に登録申請書を送付します。必要事項を書いて彦根商店街振興(株)へFAXで申請してください。

②新規に取扱加盟店登録を行う場合
彦根市ホームページの電子申請システムを利用するか、ホームページから申請書をダウンロードして、必要事項を書いて彦根商店街振興(株)へFAXで申請してください。

お問い合わせ先 困地域経済振興課 ☎30・6119番、FAX24・9676番、彦根商店街振興(株) ☎22・7303番、FAX27・0134番

受付開始日 4月1日(水)
持ち物 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑
※自動車燃料費の助成には、自動車のナンバーを確認しますので、車検証をお持ちください。

申請・問い合わせ先 困障害福祉課 ☎27・9981番、FAX26・1767番

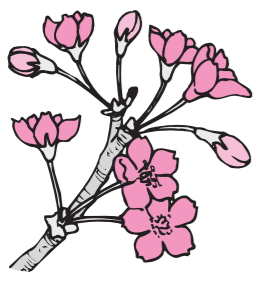
屋外広告物の適正な維持管理をお願いします

困 景 観 ・ ま ち な み 保 全 室

2月に札幌市内で、ビルの壁面に取り付けられた看板の一部が落下して、歩行者に直撃する事故がありました。看板などの屋外広告物は、老朽化すると落下や倒壊など危険があり、重大な事故につながるおそれがあります。

同じような事故が起きないように、屋外広告物の表示者・設置者・管理者は、定期的な安全点検をお願いします。また、部材の腐食などで老朽化が見られる場合は、速やかに撤去や改修などの措置を行ってください。

お問い合わせ先 困景観・まちなみ保全室 ☎30・6124番、FAX24・8517番



対象 特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障害のある児童の父母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人(施設入所すると対象外になります)

Table with 3 columns: 手当名, 3月分まで(月額), 4月分から(月額). Rows: 特別児童扶養手当, 障害児福祉手当, 特別障害者手当, 福祉手当(経過措置).

困 障 害 福 祉 課

「特別児童扶養手当」は、対象者に4か月1回手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」は、対象者に3か月に1回手当を支給し、負担の軽減を図ることを目的としています。

各手当額 法律の規定に基づき、支給額が改定されます(下表のとおり)。

特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当制度のお知らせ

特別障害者手当 20歳以上で重度の重複障害があり、常時特別な介護を必要とする状態にあるか、絶対安静を必要とする人(施設入所したり、3か月以上入院したりすると対象外になります)
障害児福祉手当 20歳未満で重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする人(施設入所すると対象外になります)

所得制限

特別児童扶養手当 障害児の父母(手当請求者)や、生計を同一にしている扶養義務者のそれぞれの所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

特別障害者手当、障害児福祉手当

本人、配偶者、同じ世帯での最大の収入者(扶養義務者)の所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

※毎年8月に、所得状況等支給要件の調査を行います。
申請・問い合わせ先 困障害福祉課 ☎27・9981番、FAX26・1767番

心身障害者の社会参加のために タクシー運賃・自動車燃料費を助成

困 障 害 福 祉 課

重度の障害がある人の積極的な社会参加を促進するためタクシー運賃または自動車燃料費の助成券を交付します。交付を受けるためには申請が必要で、

タクシー運賃の助成額 年額1万2千円(5000円×24枚)
自動車燃料費の助成額 年額6千円(3000円×20枚)



対象 次の①～③のいずれかに該当し、障害者支援施設や老人福祉施設、介護保険施設などに入所していない人で、市民税所得割額(平成26年度課税)が16万円未満の人

①身体障害者手帳1級または2級の所持者で、次のいずれかの障害のある人
▼肢体不自由障害のうち下肢障害、体幹機能障害または移動機能障害
▼視覚障害
▼内部障害(免疫機能障害を含む)

②療育手帳A1またはA2の所持者
③精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者
※自動車燃料費の助成は、本人または本人と生計が同じ家族が、自動車を所有し運転する場合に限ります。